

消防だより



虹のマーチ

2007.2
第6号

川越地区消防組合

春季全国火災予防運動

3月1日(木)～7日(水)



高度救助隊、誕生！

平成18年10月1日、川越地区消防組合
に高度救助隊が誕生しました。

近年、新潟県中越地震、JR西日本福知山線列車事故など、大規模な災害が多発し、また、テロへの警戒も高まっています。

こうした状況を踏まえ、全国的な救助体制の強化を図るため、特別高度救助隊が東京消防庁および政令市消防本部（全国十五消防本部）に、高度救助隊が中核市および政令市・中核市を有しない県の代表消防本部（全国五十消防本部）に創設されることになりました。

中核市である川越市を管内に持つ当組合では、昨年十月一日に川越中央消防署に高度救助隊を配備しました。高度救助隊は、今までの救助隊とは一線を画し、人命救助や災害対策についての特別な教育を受けた隊員五人以上で編成され、大規模災害やテロ災害にすぐに対応できる資機材を備えています。

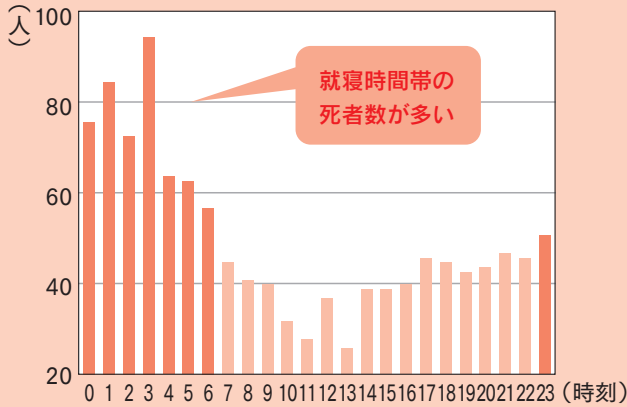
知識と技術の向上に努め安心安全なまちづくりを目指します。

* 四ページで高度救助隊が運用する救助工作車を紹介しています。

川越地区消防組合

住宅用火災警報器を設置しましょう

■時間帯別の火災による死者の発生状況



*平成17年総務省消防庁資料より(時刻不明死者および放火自殺者を除く)

平成十五年に千人を超えた住宅火災の死者数は、同十七年には千二百二十人と、昭和五十四年以降最悪の死者数を記録しました。そのうち、57パーセントは六十五歳以上の高齢者で、今後ますます増えることが予測されます。

また、就寝時間帯の死者数が多く、より早い火災の発見が、死者の減少につながることを考えられます。

こうした死者を減らすため消防法が改正され、「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。

大切な命を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう！



事例 1

Aさんは、就寝前にたばこを吸い、確実に消さずに就寝してしまつた。四時間半後、座布団に落ちたたばこが原因で、火災が発生。熱気と住宅用火災警報器の警報音により火災に気づいたAさんは、枕もとに置いてあつたやかんの水で消火した。

住宅用火災警報器が作動し、火災にならなかつた事例

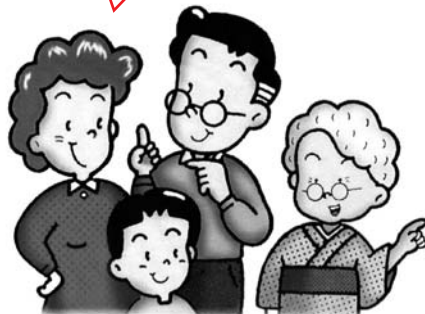
事例 2

二階寝室で就寝していたBさんは、一階の祖母の部屋の住宅用火災警報器の警報音に気づき、寝室を出ると、煙がただよっていた。仏壇から炎が上がっているのを発見したBさんは、台所にあつたバケツと炊飯器の鍋で水をかけて消火し、一一九番通報をした。Bさんの妻は、子どもと祖母を避難させた。



「消さないで あなたの心の 注意の火。」

教えて！ 住宅用火災警報器



① どこに取り付けたらいいの？

1 寝室（ふだん就寝している部屋のことで、来客が就寝するような部屋は除きます）

2 寝室がある階の階段の踊り場（ただし、避難階は除きます）

※ 避難階とは、一階など容易に避難できる階を言います。

なお、三階建住宅などの設置場所については、近くの消防署や消防局予防課へお問い合わせください。

② いつまでに付けなければならないの？

1 新築住宅：平成十八年六月一日から設置が義務化されています

2 既存住宅：平成二十年五月三十一日までに設置する必要があります。

③ どこで買えばいいの？

ホームセンターや家電量販店、防災設備などの取扱店で購入することができます。

国の技術基準に適合した住宅用火災警報器には、

日本消防検定協会の「鑑定マーク」がついています。

製品を購入する際の目安としてください。

④ どのタイプの？

価格は、メーカーや種類、電池の寿命などにより異なります。日本消防検定協会の鑑定マークが付いているもので、一個四千元から一万円くらいです。

⑤ もっと詳しく知りたい！

住宅用火災警報器に関する相談・質問は、住宅用火災警報器相談室（フリーダイヤル 201-565-911）。または、近くの消防署や消防局予防課へご相談ください。

お問い合わせ
消防局予防課・TEL 222-0744



☆ 悪質な訪問販売にご注意を ☆

住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことにより、悪質な訪問販売の増加が考えられます。

無理強い販売や市場価格を超える高額な価格による販売を行う業者に、ご注意ください（住宅用火災警報器は、クーリングオフの対象です）。

特殊災害対応合同訓練

昨年十一月二十九日、当組合は川越運動公園で、特殊災害対応訓練を実施しました。

この訓練は、テロ災害や大規模災害などにおける各機関とのスムーズな連携を目的として実施され、川越市・運動公園関係機関・警察・医療機関・防災航空隊、そして昨年誕生した『埼玉DMAT』（災害派遣医療チーム）が参加しました。

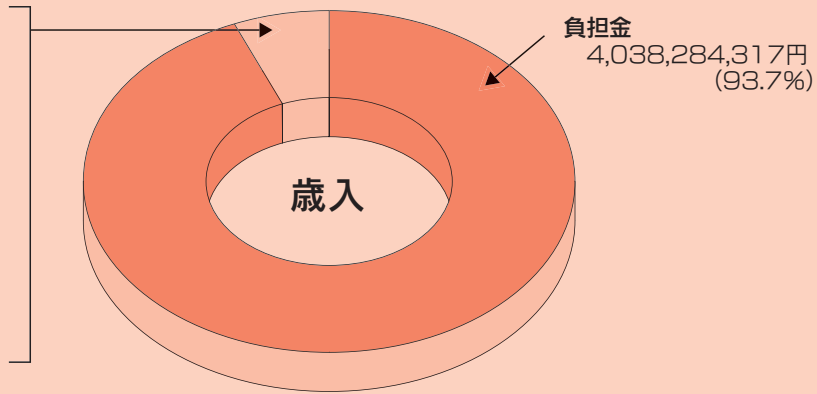
競技場でサッカー観戦中の観客のけんがが原因で、多数のけがが発生したという想定で行われ、緊張感の中、参加者どうしは迅速で確実な連携で本番さながらの救助を行っていました。

今後も、多様化する特殊災害などに備え、各機関と協力し、安心安全なまちづくりを目指していきます。



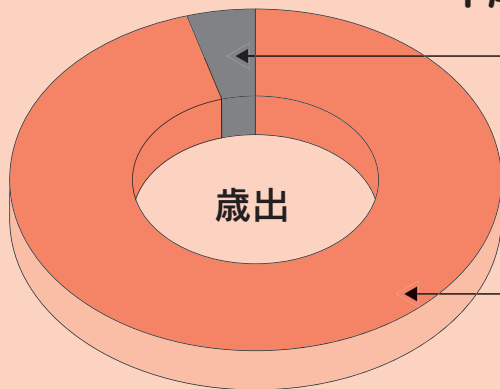
「消さないで あなたの心の 注意の火。」

県支出金
 5,684,000円 (0.1%)
 組合債
 122,400,000円 (2.8%)
 繰越金
 115,896,357円 (2.7%)
 諸収入
 19,844,800円 (0.5%)
 使用料および手数料
 4,608,882円 (0.1%)
 財産収入
 1,195,880円 (0.0%)



歳入 43億791万4,236円

平成17年度決算額



議会費 (議員報酬等の議会運営費)
 4,098,191円 (0.1%)
 総務費 (特別職・公平委員・監査委員の報酬等の経費)
 3,057,025円 (0.1%)
 公債費 (長期債の元金および利子)
 181,968,260円 (4.4%)
 消防費 (常備消防・救急等に必要の経費、消防施設の建設費など)
 3,977,788,280円 (95.4%)

歳出 41億6,691万1,756円

※比率(%)の合計は端数処理の関係で必ずしも100%にはなりません。

平成十七年度決算

【負担金】
 消防行政を運営するうえで必要な主な財源は、組合を構成する川越市と川島町からの負担金です。

消防車両紹介シリーズ④

救助工作車 Ⅲ型



【所有台数】 1台
 【配置箇所】
 川越中央消防署



これは、ウインチやクレーン、昇降式照明装置を装備し、多くの救助資機材を積載した救助活動専用の消防車両です。
 交通事故車両からのけが人の救出や、火災現場で逃げ遅れた人の捜索・救出など、高度で特別な資機材を必要とする任務に当たります。
 また、高度救助隊のみが使用する特殊な資機材(画像探索機Ⅰ型・Ⅱ型、地中音響探知機、熱画像直視装置、夜間用暗視装置、地震警報器の六種類)を積載し、救助隊員が乗車しています。
 その活動は、当消防組合管内だけにとどまらず、大規模災害時には、被災地へ出動し、救助活動に当たります。
 平成十六年に発生した新潟県集中豪雨災害や中越地震にも出動しました。

消防だより

虹のマーチ

2007.2
第6号

□発行/川越地区消防局 総務課
 〒350-0823川越市神明町48-4 ☎ 049-222-0700
<http://www.119kawagoechiku.jp/>
 消防テレホンサービス/☎ 223-0700

*かけまちがいにご注意ください。

消防の数字? 145,031件

さて何の件数でしょう?

これは平成17年中の消防テレホンサービス利用件数です。消防テレホンサービス(223-0700)では、川越市と川島町の災害情報をお知らせしています。川越市と川島町の全世帯が1年に1回はテレホンガイドを利用したことになります。



火事・救急・救助は**119**番